

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

邑南町議会議員及び邑南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和7年4月23日

邑南町長 大屋光宏 様

請求者 住 所 邑南町矢上〇〇番地

氏名又は名称

法人のときは 〇〇リース(株)

代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

電話番号 0855-〇〇-〇〇〇〇

記

- 請求金額 75,000 円
- 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 令和7年4月20日執行 邑南町議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 邑 南 太 郎
- 口座振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇	支店コード	〇〇
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	カクレース ガブ ダ化ヨトリマリア マリア		
口座名	〇〇リース(株) 代表取締役 〇〇〇〇		

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払いを請求することはできません。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【添付書類】・請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）
・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

(別紙)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和7年4月15日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和7年4月16日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和7年4月17日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和7年4月18日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和7年4月19日	15,000 円×1 台 =15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
計			75,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。